

## 第12号議案

芦屋市附属機関の設置に関する条例及び芦屋市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市附属機関の設置に関する条例及び芦屋市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成27年2月17日提出

芦屋市長 山 中 健

### 提案理由

芦屋市指定管理者選定委員会の担当事務に公募によらない指定管理者の候補者の選定及び指定管理者に行わせた公の施設の管理に係る評価に関する事項についての審議を加えるとともに、同委員会の名称等を変更するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市附属機関の設置に関する条例及び芦屋市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例

(芦屋市附属機関の設置に関する条例の一部改正)

第1条 芦屋市附属機関の設置に関する条例（平成18年芦屋市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の表市長芦屋市指定管理者選定委員会の項を次のように改める。

芦屋市指定管理者選定・評価委員会	芦屋市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年芦屋市条例第22号）第4条及び第5条に規定する指定管理者の候補者の選定並びに指定管理者に行わせた公の施設の管理に係る評価に関する事項についての審議	諮問に係る公の施設ごとに8人以内	(1) 学識経験者 (2) 諮問に係る公の施設に關し専門的知識を有する者 (3) 市職員	左欄(1)に掲げる者 2年 左欄(2)及び(3)に掲げる者 諮問に係る審議が終了するまでの期間
------------------	--	------------------	--	--

(芦屋市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正)

第2条 芦屋市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年芦屋市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「芦屋市指定管理者選定委員会」を「芦屋市指定管理者選定・評価委員会」に改める。

第5条に次の1項を加える。

2 前条第2項の規定は、前項の規定に基づく指定管理者の候補者の選定について準用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(芦屋市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 芦屋市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年芦屋市条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表中「芦屋市指定管理者選定委員会」を「芦屋市指定管理者選定・評価委員会」に改める。

## 参 照

芦屋市附属機関の設置に関する条例及び芦屋市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正要綱

### 1 改正の趣旨

芦屋市指定管理者選定委員会の担当事務に公募によらない指定管理者の候補者の選定及び指定管理者に行わせた公の施設の管理に係る評価に関する事項についての審議を加えるとともに、同委員会の名称等を変更するため、この条例を制定しようとするもの。

### 2 改正の内容

- (1) 名称を「芦屋市指定管理者選定・評価委員会」とする。
- (2) 担当事務に次の事項についての審議を加えることとする。
  - ア 公募によらない指定管理者の候補者の選定に関する事項
  - イ 指定管理者に行わせた公の施設の管理に係る評価に関する事項
- (3) 委員定数を諮問に係る公の施設ごとに8人以内（現行は5人）とする。
- (4) 委員に市職員を加えることとする。
- (5) 諮問に係る公の施設に関し専門的知識を有する者及び市職員の任期を、諮問に係る審議が終了するまでの期間とする。

### 3 施行期日等

- (1) 平成27年4月1日
- (2) 芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正  
条例の一部改正に伴う規定の整理